

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復等の措置の指示
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 10 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>公園管理者は、都市公園法第 5 条第 1 項の公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可又は第 6 条第 1 項の占用の許可若しくは第 3 項の占有事項変更の許可を受けた者に対して、次の場合には原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をするものとする。</p> <p>(1) 公園施設を設け、若しくは管理する期間又は都市公園の占用の期間が満了したとき。</p> <p>(2) 公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有を廃止したとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原因者への費用負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 13 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>公園管理者は、次の事項に要する費用について、その必要を生じた限度において、費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事以外の工事</p> <p>(2) 都市公園を損傷した行為又は都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	附帯工事原因者への費用負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 14 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>都市公園法第 14 条第 1 項の規定により、都市公園に関する工事の原因となった他の工事に要する費用の全部又は一部は、都市公園に関する工事についての費用負担者が負担することとされたが、同条第 2 項の規定により当該都市公園に関する工事がさらに他の工事又は他の行為のため必要となったものであるときは、公園管理者は、同条第 1 項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となった工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p> <p>したがって、都市公園法第 14 条第 2 項の規定により、原因となった他の工事又は他の行為に関する費用を負担する者は、第 13 条の規定により都市公園に関する工事に要する費用の全部又は一部を負担するとともに、第 14 条第 1 項の他の工事に要する費用の全部又は一部をも負担することとなる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	立体都市公園の構造の損害を防止するための必要な措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 26 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 26 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>公園管理者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、それを防止するため特に必要があると認める場合においては、その所有者又は占有者に対して、その損害を防止する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	立体都市公園における行為の中止命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 26 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 26 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>所有者又は占有者は、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。違反したものに対して公園管理者は、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し、措置命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 27 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 27 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>公園管理者は、次のいずれかに該当する者に対して、都市公園法による許可を取り消し、効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園法、都市公園法に基づく政省令に違反している者</p> <p>(2) 都市公園法の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により都市公園法の規定による許可を受けた者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し、措置命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 27 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 27 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 公園管理者は、次のいずれかに該当する場合には、都市公園法による許可を受けた者に対し、都市公園法第 27 条第 1 項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>2. 前項 (3) に掲げる「都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、町が緊急に使用する必要が生じた場合等すでに許可を得た者が利用するよりも公益上の必要性を優先させるべきと判断された場合を指す。ただし、公園管理者の必要に基づいて一方的に既得の権利を侵害されること及び都市公園法第 28 条第 2 項の規定により、被処分者が通常受けるべき損失を補償しなければならないことから、その判断に当たっては真に必要と判断されるものに行うこととする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置費用の原因者への負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 27 条第 9 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 27 条第 9 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>次の工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。</p> <p>(1) 公園管理者により監督処分の措置が行われようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公園管理者がその措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせたときの費用</p> <p>(2) 公園管理者が、工作物等を除却し、又は除却させたときで当該工作物等の保管に係る費用</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	通損補償の原因者に対する補償額の負担命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 28 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 27 条第 2 項、第 28 条第 1 項・第 4 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 公園管理者は、都市公園法第 27 条第 2 項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによつて損失を受けたこの法律の規定による許可を受けた者に対し通常受けるべき損失を補償した場合に、当該補償の原因となつた損失が、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定区域の原状回復等の措置の指示 (第 10 条第 2 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市公園法第 33 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	都市公園法第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>公園管理者は、公園予定区域において都市公園法第 5 条第 1 項の公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可又は第 6 条第 1 項の占用の許可若しくは第 3 項の占用事項変更の許可を受けた者に対して、次の場合には原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をするものとする。</p> <p>(1) 予定公園施設を設け、若しくは管理する期間又は都市公園の占用の期間が満了したとき。</p> <p>(2) 予定公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日